

高度・専門的業務における広域連携に関する検討について

令和7年11月5日
消防庁予防課

第1回

実態把握
課題の抽出

- 予防関連の統計データによる傾向の分析
- すでに連携・協力体制を構築している消防本部等へのヒアリングによる実態把握
- 課題の抽出
↳ 第1回の議論を踏まえ、事務局にて課題を抽出し、第2回の論点整理に繋げる

第2回

論点整理
効果的な連携・協力の
あり方の検討

- 前回のまとめ
- 高度・専門的な予防業務の概要
- 予防業務の統計データ分析
- 統計データの傾向と考察
- 現行の支援制度の仕組み
- 職員派遣（人事交流）の事例
- 消防本部へのヒアリング

P2

P3

P4～

P12

P13

P14

P16

第3回

部会報告書
（案）
の検討

前回のまとめ（消防本部の声、データからの考察）

統計データや消防本部へのヒアリングから、立入検査、違反処理、火災原因調査など高度・専門的な予防業務における課題として、小規模消防本部は、少人数のため組織的に技術を維持することが難しいことに加え、防火対象物数が少ないため経験不足になりやすいことが挙げられ、大規模消防本部は、予防要員の配置や火災調査機材の整備は比較的充実しているものの、専門的知見を持つ予防分野の人員の数が処理すべき案件の数に比して不足していることが挙げられた。



今回は、更にデータを収集・分析し、主な予防業務ごとの傾向を整理する。

高度・専門的な予防業務の概要

高度・専門的な予防業務の概要と特徴の整理

高度・専門的な知識を有する主な予防業務は、以下のとおりであり、法令上の規定から、裁量的な業務と羈束的な業務に分類される。

：業務発生のタイミング

裁量的な業務

法律上「…することができる」と規定されている。消防機関において実施を主体的に判断することができる業務。

立入検査（法第4条、第16条の5）

建築後

- ・建物や事業所、危険物施設等に立ち入り、消防法令に適合しているかどうかを確認し、必要に応じ施設関係者に指導を行う。

違反処理（法第5条、第17条の4など）

建築後

- ・立入検査等により覚知した消防法令違反について、是正指導に応じない建物の関係者等に対して、必要に応じて法的措置（命令・告発・行政代執行）やその前段階としての警告を行う業務。
- ・消防法令に加え、建築・刑事・行政手続等の関連法令に精通した専門的知識と技術を要するほか、違反調査や関係者との調整に多くの時間と労力を要する。

羈束的な業務

法律上「…しなければならない」と規定されている。申請、届出、火災発生など、外部要因に応じた業務。

消防同意（法第7条）

建築前

- ・建築確認申請において、設計が消防関係法令等の防火に関する規定に適合しているかを審査し、同意を与える業務。
- ・消防用設備等の構造や機能に精通し、建築計画全体に関わる広範な専門的知識と技術を要する。

危険物施設の許認可（法第11条）

建築前
建築後

- ・危険物施設の設置、変更、使用などの許認可を求める申請に対して、審査、現地検査、許認可を行う業務。
- ・危険物の化学的性状や施設構造、保安管理等に関する専門的知識と技術を要する。

消防用設備等の検査（法第17条の3の2）

建築前
建築後

- ・新設や改修等の工事に伴い届出された消防用設備等について、届出内容の確認と、現地検査を行う業務。
- ・技術基準等への適合性を判断するため、設備の構造や機能に関する専門的知識と技術を要する。

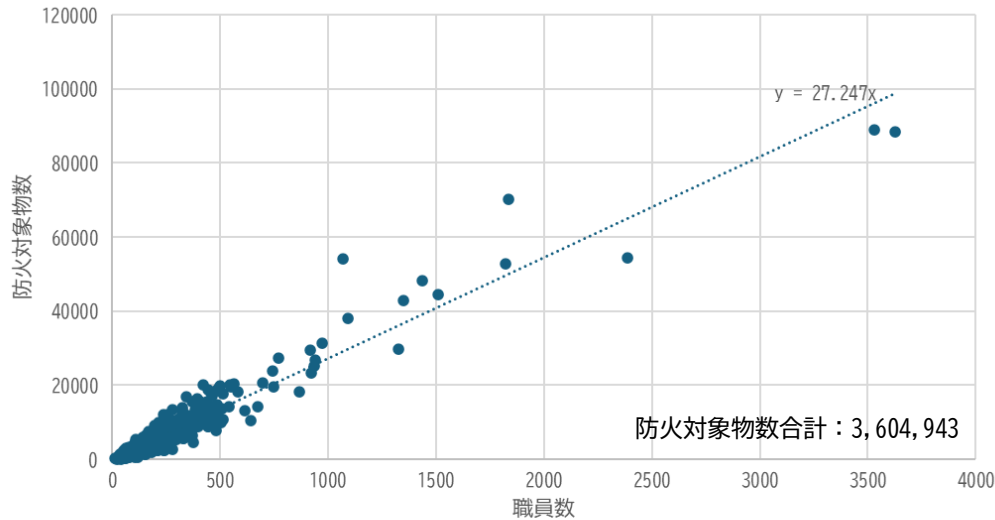
火災原因調査（法第31条）

建築後

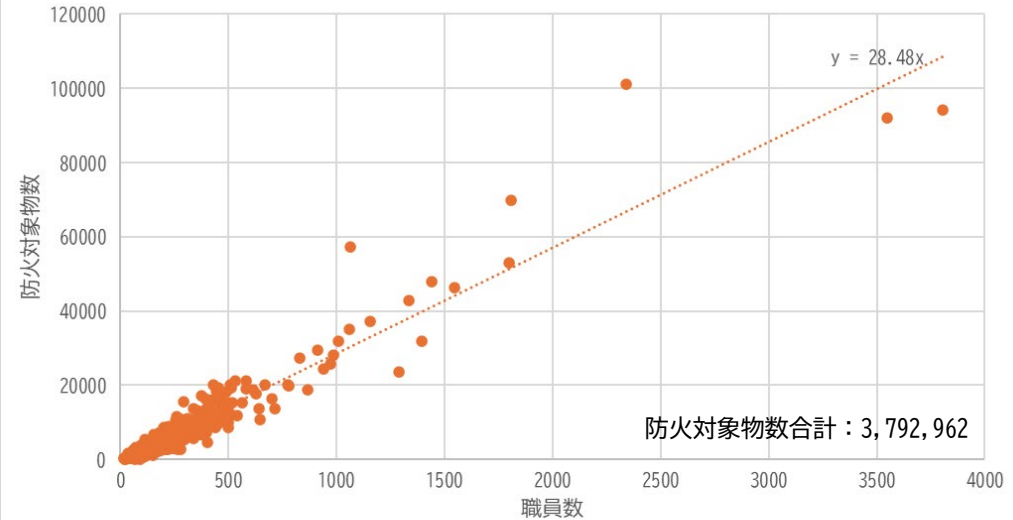
- ・火災発生後、火災予防や再発防止等のため出火原因や損害状況、延焼経過等を調査・分析する。
- ・火災状況によっては、鑑識機材等による高度な分析を必要とする。

次ページ以降では、消防本部の規模ごとに裁量的業務と羈束的業務のそれぞれに統計上の傾向がどうか分析を行った。

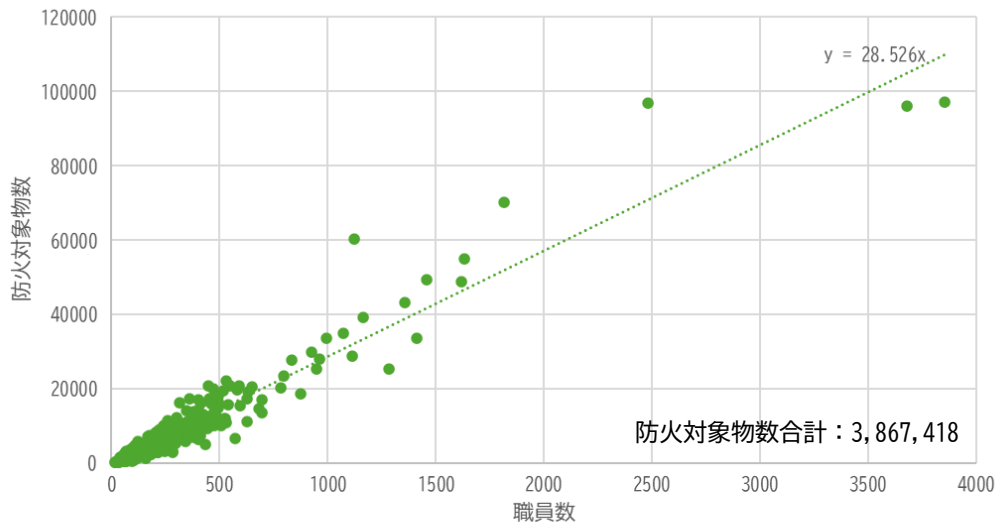
職員数と防火対象物数（H25年度末、H30年度末、R5年度末）



職員数と防火対象物数の関係（H26.3.31）



職員数と防火対象物数の関係（H31.3.31）



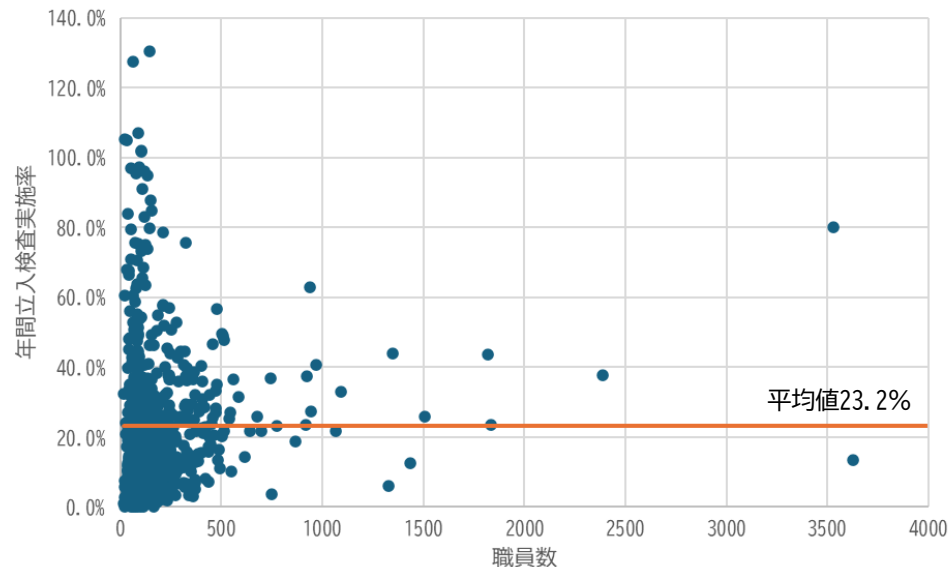
職員数と防火対象物数の関係（R6.3.31）



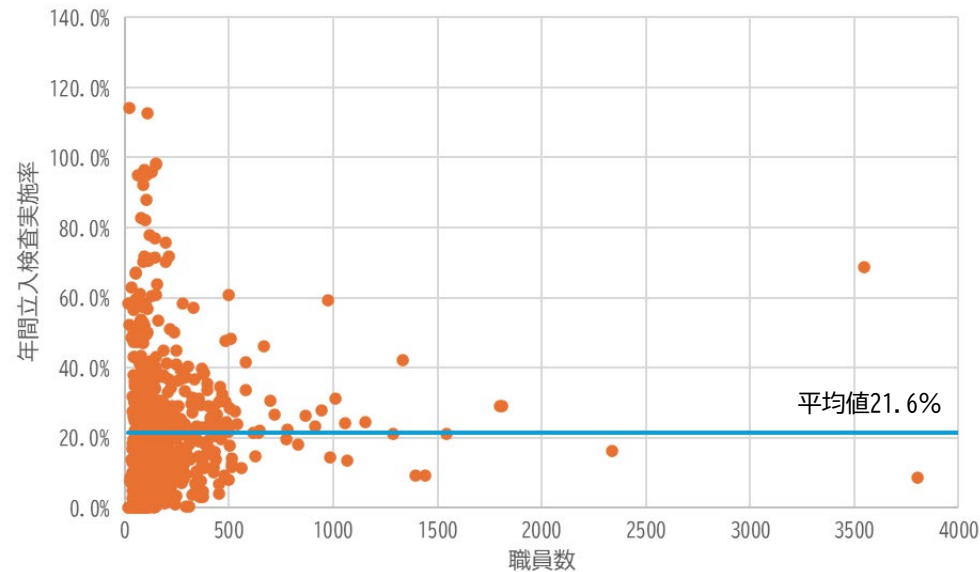
傾向と考察

- どの年も、消防本部の職員規模と防火対象物数はおおむね比例しており、防火対象物に係る予防関連の業務量は消防本部の規模に応じて一定であると考えられる（消防本部の規模により大きな差はない）。
- 防火対象物数の合計は、年数の経過とともに増加している。

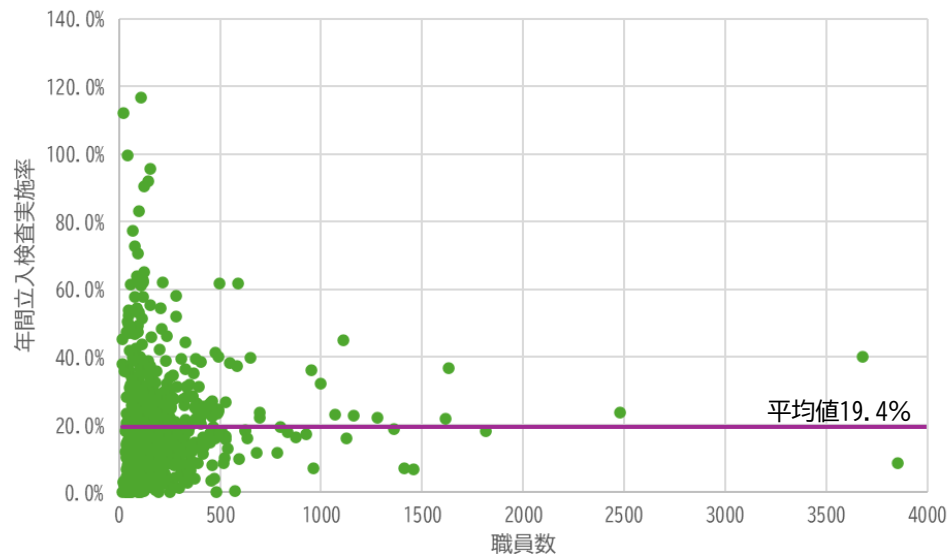
※ 東京消防庁は、職員数や防火対象物数などの数値が他の消防本部に比べはるかに大きく、全国的な傾向を見るうえでそれらの数値の影響が大きくなるため除いています。



職員数と年間立入検査実施率の関係（H25年度）



職員数と年間立入検査実施率の関係（H30年度）



職員数と年間立入検査実施率の関係（R5年度）



傾向と考察

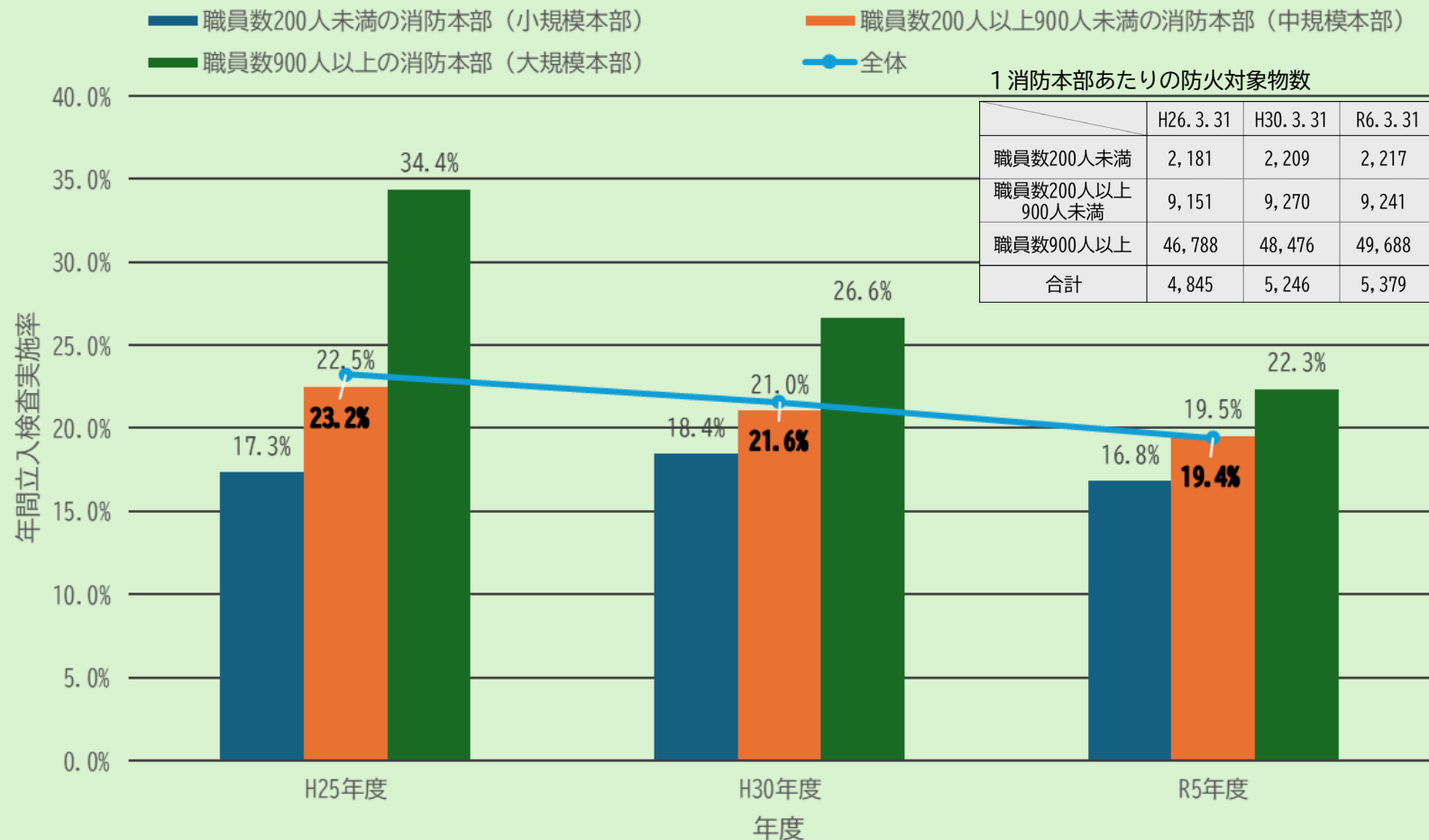
- どの年も、規模の小さい消防本部の数値に、より大きなばらつきが見られる。
- 規模の小さい消防本部は、平均値以下の密度が高い。
- 特に規模の小さい消防本部では、消防本部により立入検査の頻度に大きな差がある。また、100%を超えるものがあり、同じ防火対象物に1年に複数回立入検査をしている場合があることが分かる。

※ 年間立入検査実施率＝年間立入検査実施数／防火対象物数

※ 東京消防庁は、職員数や防火対象物数などの数値が他の消防本部に比べはるかに大きく、全国的な傾向を見るうえでそれらの数値の影響が大きくなるため除いています。

年間立入検査実施率の推移（消防本部の規模ごと）

裁量的な業務



※ 年間立入検査実施率＝年間立入検査実施数／防火対象物数

※ 東京消防庁は、職員数や防火対象物数などの数値が他の消防本部に比べはるかに大きく、全国的な傾向を見るうえでそれらの数値の影響が大きくなるため除いています。

傾向と考察



- 防火対象物数が増加していることと立入検査実施数が減少していることの2つの要素により、全体の立入検査実施率は、この10年で4 pt弱の減少となっている。
- 大規模本部の低下の度合いが大きい。

令和6年度における重大な消防法令違反への対応状況（消防本部の規模ごと）

是正率・違反処理着手率

裁量的な業務

本部規模	重大違反対象物数	R6年度中の 違反是正件数 (違反是正率)	R7.3.31時点の 未是正対象物数	違反処理着手件数 (違反処理着手率)
小規模本部	6,151	1,446 (24%)	4,705	244 (5%)
中規模本部	8,205	2,782 (34%)	5,423	549 (10%)
大規模本部	2,424	1,208 (50%)	1,216	143 (12%)

未是正違反の覚知後経過年数と件数割合

本部規模	R7.3.31時点の 未是正対象物数	覚知から1年以上 経過した件数（割合）	覚知から3年以上経過した件数（割合）
小規模本部	4,705	3,931(84%)	3,120(66%)
中規模本部	5,423	4,156(77%)	3,241(60%)
大規模本部	1,216	692(57%)	344(28%)

※ 重大な消防法令違反（重大違反）：自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備について、設置義務面積の過半数以上未設置又は機能に重大な支障があるもの

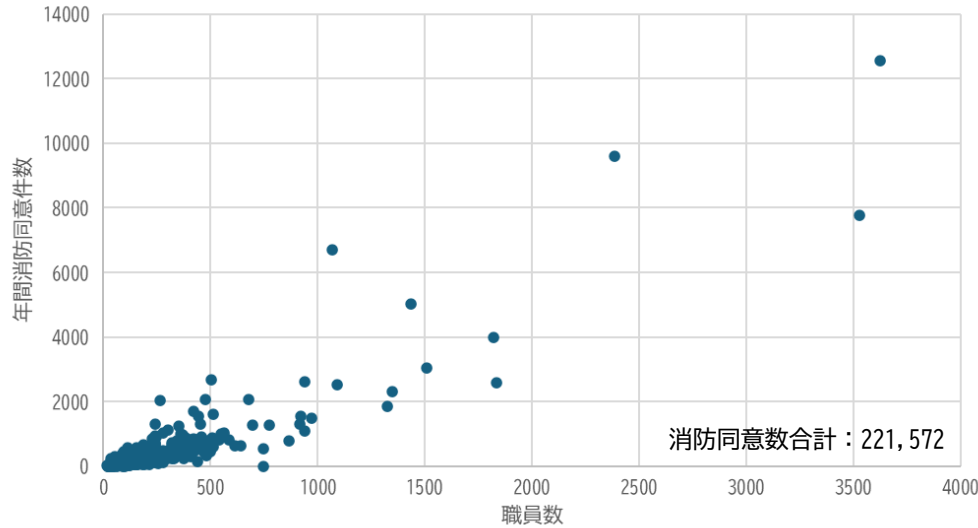
※ 重大違反対象物数：消防本部が覚知した重大違反対象物で、令和6年度中に違反が是正されたもの及び令和7年3月31日時点で違反状態が継続しているもの。

※ 違反処理：警告、命令、告発、行政代執行の実施

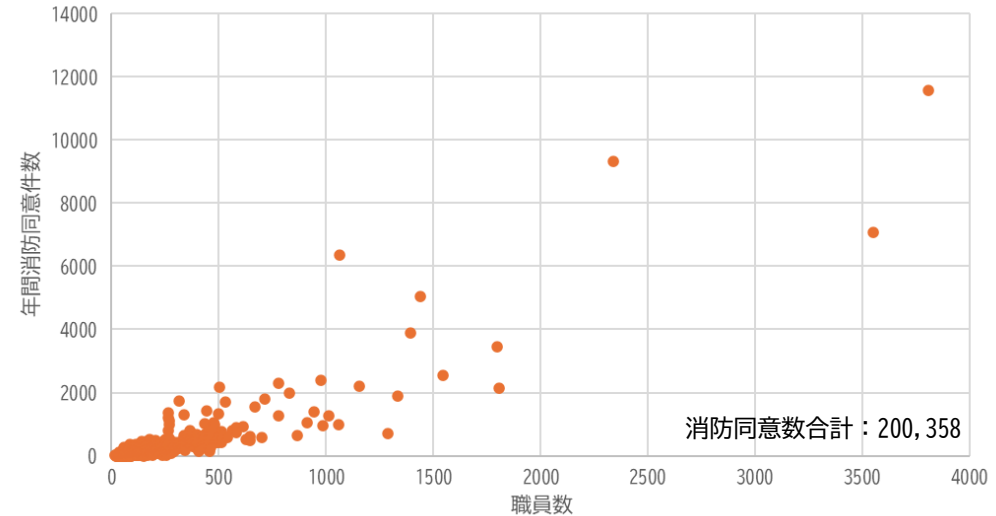
傾向と考察

- 規模の小さい本部ほど、違反是正率・違反処理着手率の割合が低くなっている。
- 規模の小さい本部ほど、違反を覚知してから3年以上是正されない件数の割合が大きい。
 - ➡ 違反処理着手率が低ければ、是正されず積み残しの状態になっていき、立入検査実施数を増加させただけでは長期間是正されない重大違反が増えている可能性。
 - ➡ 技術力の不足から着手が滞り、経験機会が不足する悪循環となっている可能性。

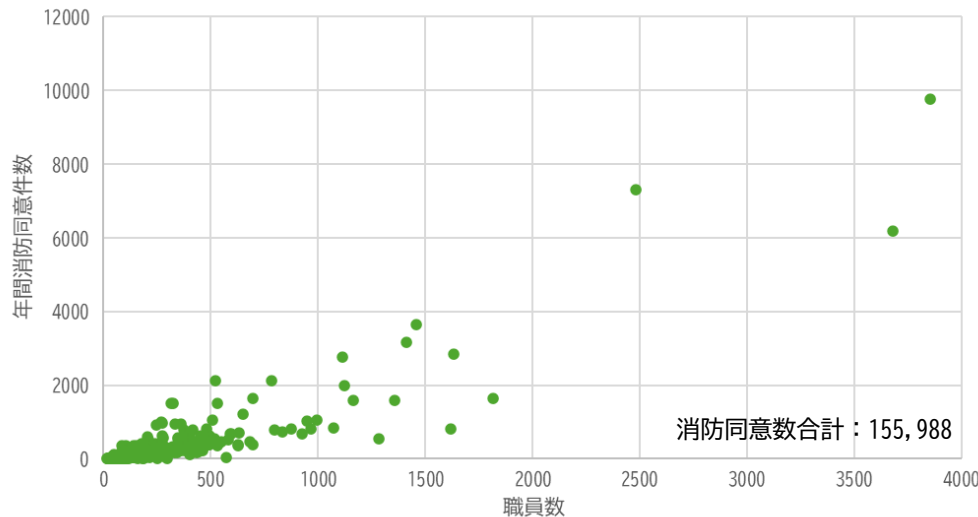




職員数と年間消防同意件数の関係（H25年度）



職員数と年間消防同意件数の関係（H30年度）



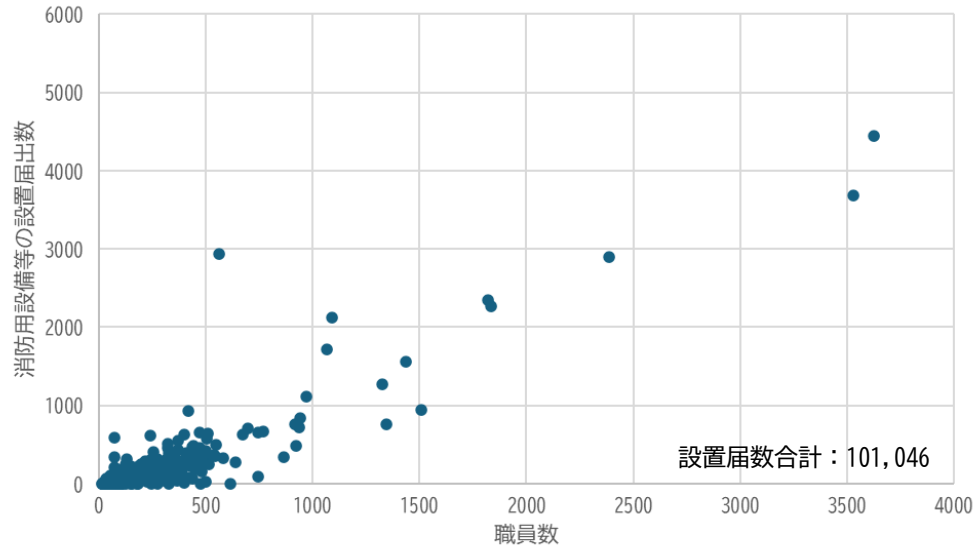
職員数と年間消防同意件数の関係（R5年度）



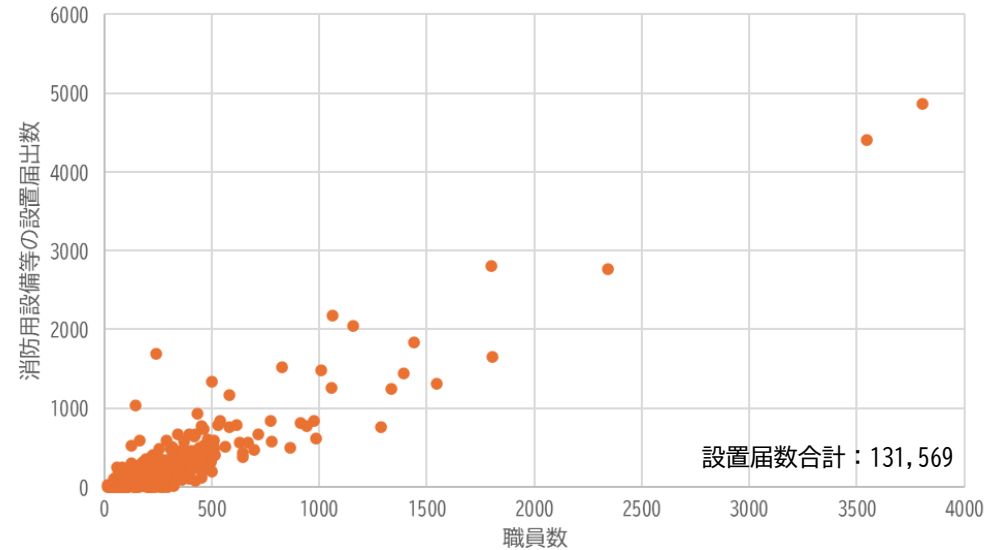
傾向と考察

- 全体的に右上がりの傾向であるが、縦軸が防火対象物数のグラフ（P. 4）に比べ、ばらつきがある。
- 年間消防同意件数の合計は、この10年で6万件以上減少している。
- 主に建物を新築する時の審査業務であり、消防本部の規模との直接的な関係はないが、年によりデータの散らばり具合が大きく異なっている様子はなく、消防本部ごとに見ても業務量は増大していないのではないか。

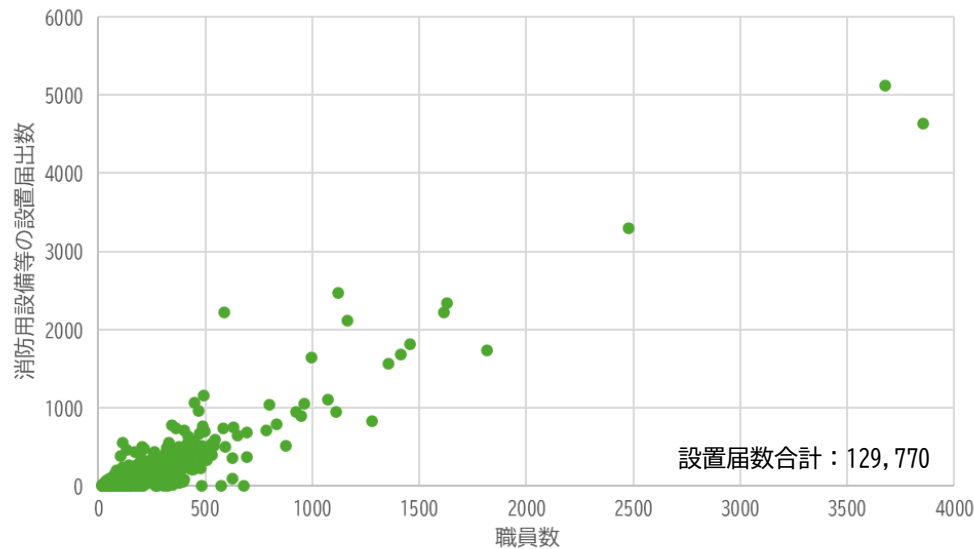
※ 東京消防庁は、職員数や防火対象物数などの数値が他の消防本部に比べはるかに大きく、全国的な傾向を見るうえでそれらの数値の影響が大きくなるため除いています。



職員数と消防用設備等の設置届数の関係（H25年度）



職員数と消防用設備等の設置届数の関係（H30年度）



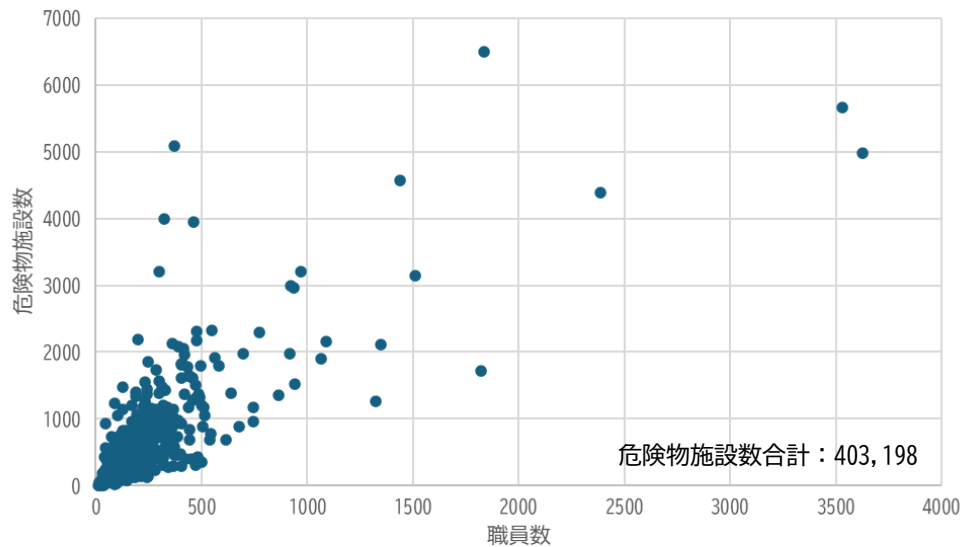
職員数と消防用設備等の設置届数の関係（R5年度）



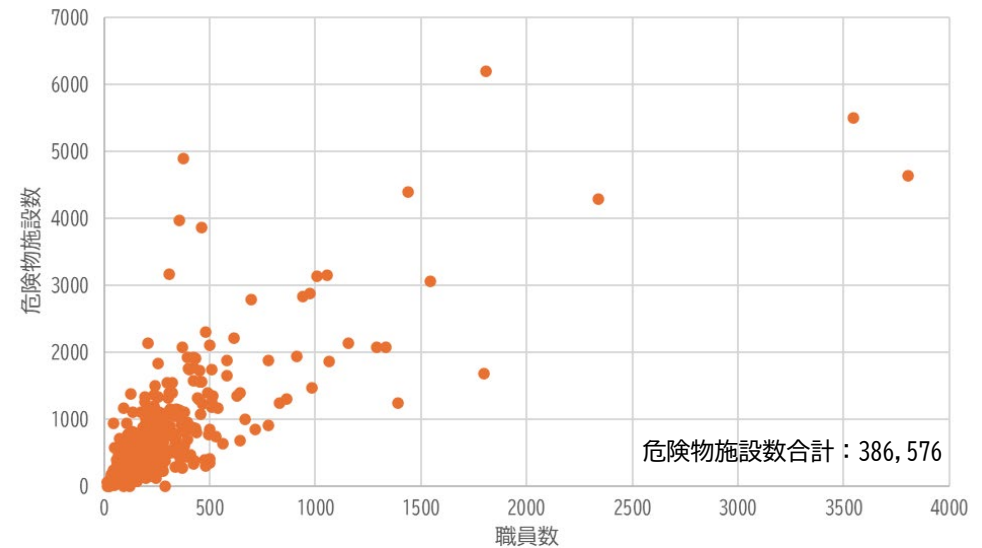
傾向と考察

- 全体的に右上がりの傾向であるが、縦軸が防火対象物数のグラフ（P.4）に比べ、ばらつきがある。
- 多少のばらつきは認められるが、この5年は設置届数の合計がわずかに減少しており、また、年によりデータの散らばり具合が大きく異なっている様子はなく、消防本部ごとに見ても業務量は増大していないと思われる。

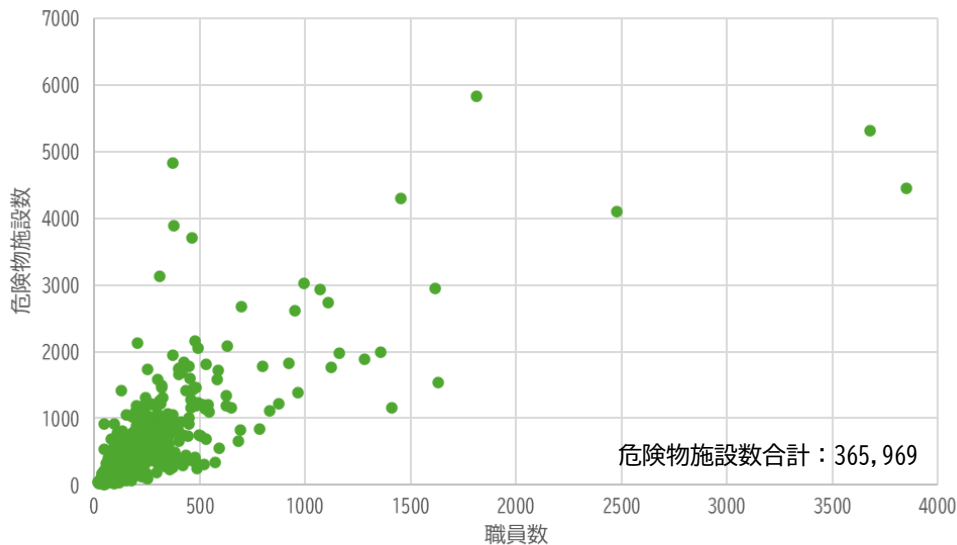
※ 東京消防庁は、職員数や防火対象物数などの数値が他の消防本部に比べはるかに大きく、全国的な傾向を見るうえでそれらの数値の影響が大きくなるため除いています。



職員数と危険物施設数の関係（H26.3.31）



職員数と危険物施設数の関係（H31.3.31）



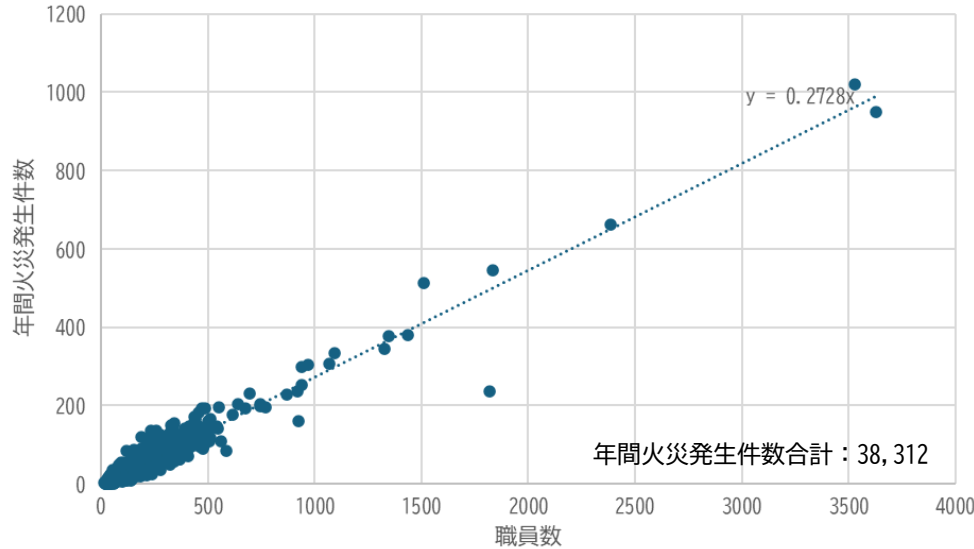
職員数と危険物施設数の関係（R6.3.31）



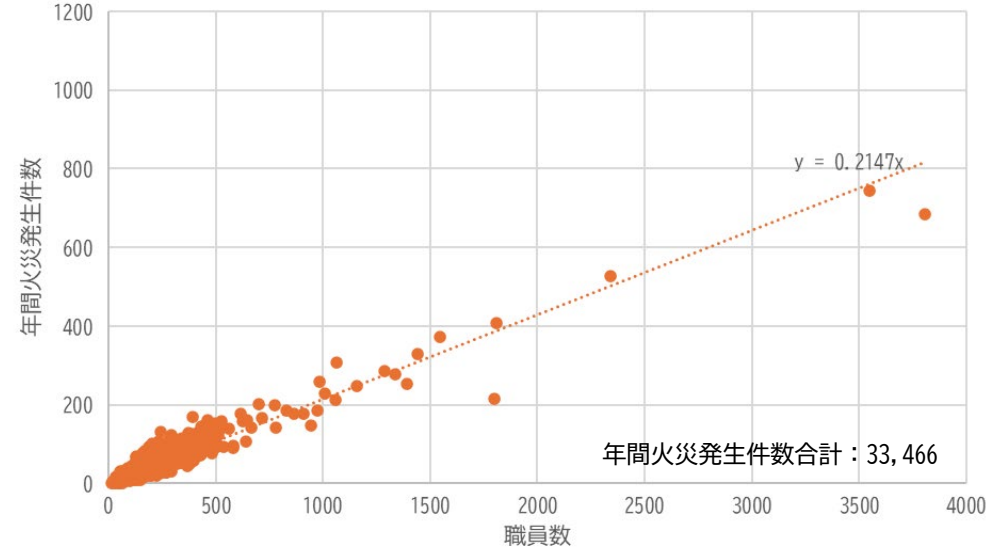
傾向と考察

- どの年も、消防本部の職員規模と危険物施設数に明確な相関関係は見られない。
 - ➡ 石油コンビナートや工場などの危険物施設の数、立地条件や地域特性などに大きく影響されるため、消防本部の規模と施設数とは関係性が見られないのではないかと考えられる。
- 危険物施設数は年数の経過とともに減少している。
- 消防本部ごとにみると年ごとに危険物関係業務が大きく変動していないと考えられる。

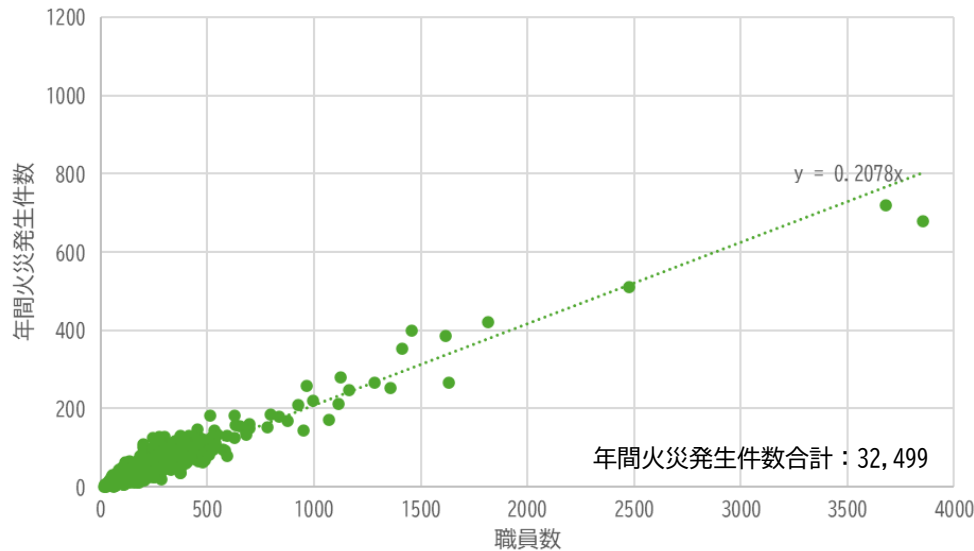
※ 東京消防庁は、職員数や防火対象物数などの数値が他の消防本部に比べはるかに大きく、全国的な傾向を見るうえでそれらの数値の影響が大きくなるため除いています。



職員数と年間火災発生件数の関係（H25年度）



職員数と年間火災発生件数の関係（H30年度）



職員数と年間火災発生件数の関係（R5年度）



傾向と考察

- どの年も、消防本部の職員規模と年間火災発生件数はおおむね比例しており、火災原因調査の業務量は、消防本部の規模に応じて一定であると考えられる。
- 年間火災発生件数の合計は、年数の経過とともに減少している。
- 縦軸が防火対象物数のグラフ（P. 4）と同様の傾向にあり、防火対象物あたりの火災件数に一定の関係性があると考えられる。

※ 東京消防庁は、職員数や防火対象物数などの数値が他の消防本部に比べはるかに大きく、全国的な傾向を見るうえでそれらの数値の影響が大きくなるため除いています。

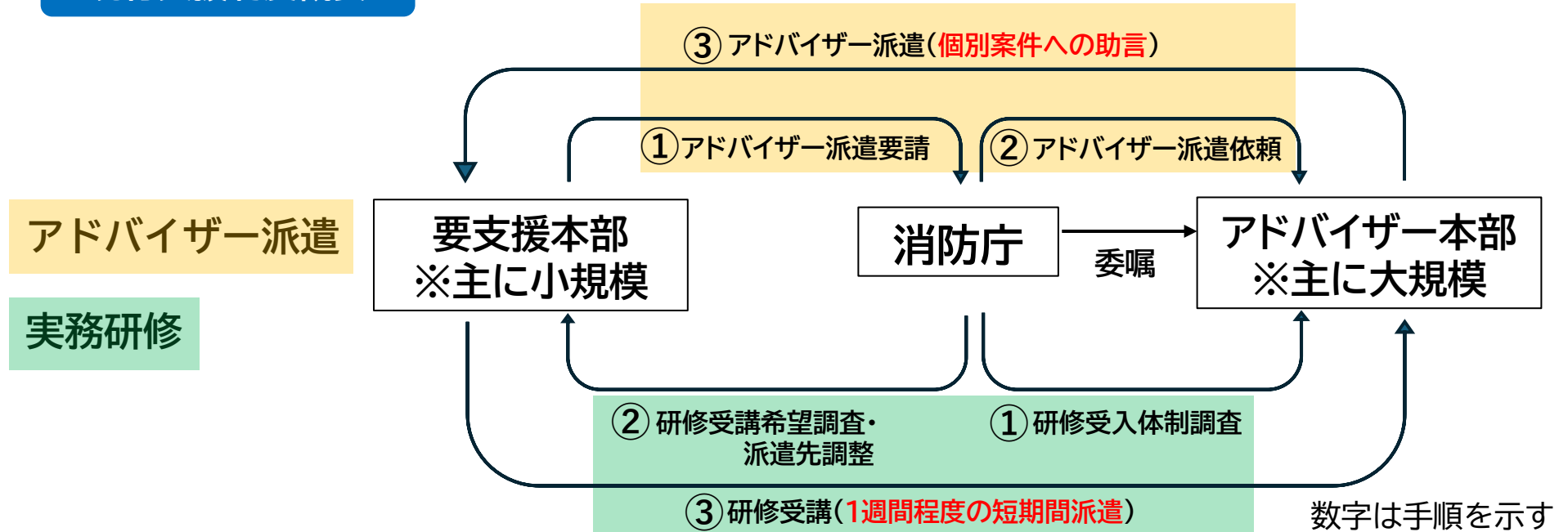
	傾向	考察
裁量的な業務	立入検査実施率が減少しており、特に大規模本部の低下度合いが大きい。	防火対象物数の増加（立入検査の潜在的な量の増加）に、マンパワーが追いついていないのではないかな。
	立入検査実施率について、消防本部により数値にばらつきが見られる。特に規模の小さい消防本部は、立入検査の頻度に大きな差がある。	管轄する消防本部により、業務全体における立入検査の優先度の判断に差が生じているのではないかな。
	違反是正率・違反処理着手率について、規模の小さい本部ほどその割合が低く、違反を覚知してから長期間是正されない傾向が見られる。	技術や経験不足、違反処理体制が十分整備されていないことにより違反処理の着手が遅れ、業務経験の機会が得られにくい悪循環になっているのではないかな。
羈束的な業務	消防同意、消防用設備等の検査、危険物施設の許認可、火災原因調査について、全体的な件数の減少傾向がみられた。また、消防本部単位で見ると、業務量の変動はさほど大きくない。	羈束的な業務においては、業務量の予測により人員の配置等が計画しやすいのではないかな。 消防同意件数や危険物施設数の減少に伴い、業務機会も減少することにより、OJTだけでは技術力が低下していくおそれがある。



○ 今年度は、裁量的業務である立入検査及び違反処理業務を主眼として、広域連携による支援の充実に係る検討を行う。

現行の支援制度の仕組みについて

現行支援制度概要



課題

- 個別案件への対応や短期間の研修への派遣を行うものであり、小規模本部における違反処理実務の機会の少なさによる経験不足や、違反処理に係る業務執行体制の整備が難しいといった課題に対して十分とは言えない内容と考えられる。
- 大規模本部においては、アドバイザーとしての派遣や実務研修の受け入れ業務が負担となっている。

予防業務における職員派遣(人事交流)の事例

事例①

小規模→大規模

派遣先消防本部	消防本部A(政令市)
派遣元消防本部	消防本部B
派遣期間	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで(2年間)
派遣の方針	- 消防本部Aと消防本部Bの間で協定書を取り交わし、消防本部Aが消防本部Bから研修員を受入 - 研修員は、消防本部Aと消防本部Bの身分を併任 - 給与は消防本部Bが負担(時間外手当を除く)
派遣先での業務等	本部にて査察制度に関する業務及び防火管理に関する業務を担当
派遣の成果	- 派遣先消防本部Aでの実務を基に、派遣元消防本部Bにおいて内部規程や運用を改正することで業務効率が向上した。 - 派遣先消防本部において習得した違反是正に係る知識・経験を基に、派遣元消防本部Bにおいて職員の育成を充実させることができた。 - 派遣の経験から派遣元消防本部におけるマネジメントを強化することにより、重大な消防法令違反が大きく減少した。 - 派遣終了後も消防本部間で連携を図ることができ、業務相談や情報交換が円滑に行われるようになった。

- 長期の職員派遣(人事交流)により、派遣先消防本部としては、法的権限を伴う業務を担うことのできる人員が増加することにより円滑な業務の遂行が期待でき、派遣元消防本部としては、専門的知識を要する業務の経験を積めることで組織体制の強化に繋げることができるため、双方にとってメリットが期待できる。

予防業務における職員派遣(人事交流)の事例

事例②

大規模→小規模

派遣先消防本部	消防本部C
派遣元消防本部	消防本部D(政令市)
派遣期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで(1年間)
派遣の方針	・ 消防本部Cと消防本部Dとの間で協定書を取り交わし、消防本部Dから消防本部Cへ係長職の職員を派遣 ・ 派遣された職員は、消防本部Cと消防本部Dの身分を併任 ・ 給与は消防本部Dが負担
派遣先での業務等	・ 本部にて違反是正の推進を担当する係長として重大違反に対する違反処理や違反公表制度の創設に係る業務を担当
派遣の成果	・ 違反是正の実務を効率的かつ効果的に行うことができるよう、派遣先消防本部Cの関係規程の見直しを行った。 ・ 派遣先消防本部Cに組織の違反是正体制を根付かせることができた。 ・ 派遣元消防本部Dでのノウハウを活かし、派遣先消防本部Cの重大違反对象物を大幅に減少させることができた。
その他	消防本部Cから消防本部Dにも職員派遣を実施(相互人事交流)

- 職員派遣により、派遣元消防本部で培った知識・経験を、直接的に派遣先消防本部へ浸透させることができ、迅速な組織体制の構築が期待できる。
- また、本事例のように相互に人事交流を行うことで、派遣元消防本部の人員が一方的に減少するなどのデメリットも解消される。

消防本部へのヒアリング

➤ 上述の事例①・②を基に、消防本部にヒアリングを実施。

本部規模	効果（見込）	懸念点	要望
大規模本部 （4本部）	・研修生を受け入れて業務を担ってもらえることは大きなメリットである。 ・派遣期間に比例してメリットは大きくなる。	・大規模から小規模に派遣の場合は、地域特性や事務の進め方が全く異なる本部への派遣は負担が大きい。	・受動的業務においても、計画的に連携・協力体制の構築を進める必要がある。
中規模本部 （3本部）	・研修は長期の方が得られるものは大きい。	・長期間の人員減となると、派遣側本部の業務に影響が出る可能性がある。	・本部の実情等に応じて、派遣期間などを柔軟に設定できるものが望ましい。 ・相互に派遣し合う方法も有効である。 ・火災調査等の他分野においても同様の支援制度構築が望まれる。
小規模本部 （3本部）	・1か月間他都市に派遣された経験から、長期派遣による研修は効果が高い。	・年単位の長期間で人員減となると、派遣は困難である。	・各本部の事情にあわせて派遣期間などを柔軟に設定できる制度が望ましい。 ・他業務にも同様の研修体制が望まれる。

⇒ 上記のような消防本部の声を踏まえ、広域連携による支援の具体的な充実策を検討する。